

法務省「会社計算規則の一部を改正する省令案」に対する意見提出（2020.07.03）

法務省は、ASBJによる「収益認識に関する会計基準（改正企業会計基準第29号）」及び「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号）」等の公表を受け会社計算規則の改正を行うにあたり、標記意見募集を2020年6月4日に公表した。

経理委員会は、作成者の実務負担が極めて大きいことから同意せず、また「会計上の見積りに関する注記」について、連結計算書類の記載への参照や個別財務諸表において識別した金額の算出方法の記載で代替可能な旨の明確化を求める旨の意見をとりまとめ、2020年7月3日に法務省に提出した。

政 一 発 第 042 号
2020 年 7 月 3 日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人 日本貿易会
経理委員会

「会社計算規則の一部を改正する省令案」に対する意見提出の件

以下は、本年6月4日に公示された標記意見募集に対する一般社団法人日本貿易会経理委員会のコメントである。一般社団法人日本貿易会は、日本の貿易商社及び貿易団体を中心とする貿易業界団体であり、経理委員会は、同会において本邦会計基準及び国際会計基準への対応を主な活動内容の一つとしている。(末尾に当会の参加会社を記載。)

1. 「収益認識に関する注記」

第101条第2項の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」と第115条の2第1項の「収益認識に関する注記」として表示すべき事項の改訂内容は改正企業会計基準第29号の注記項目と同様であり、有価証券報告書と同じ注記を求める内容と理解するが、有価証券報告書に比べて準備期間の短い事業報告・計算書類で有価証券報告書と同等の注記を要求することは、作成者の実務負担が極めて大きく、計算書類の他の注記事項に比べても過剰である。従って、当会は改正案の第115条の2の「収益認識に関する注記」の定めに同意しない。

具体的には、収益やキャッシュ・フローの性質等に応じて区分した収益の内訳の開示を要求する「分解情報の開示要求」に同意しない。従来、会社法開示では、セグメント情報やキャッシュ・フロー計算書の開示が要求されておらず、会社計算規則の他の開示要求と平仄が取れていない過度な開示要求となっており、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の追加のうち、「主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容」（改正案第101条第2項の1）で十分と考えられる。

また、「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」の開示要求にも同意しない。当該改訂は、キャッシュ・フローに関する情報や将来価値の予測情報に関する開示要求であり、他の注記事項との平仄が取れていない過度な開示要求となっている。

2. 「会計上の見積りに関する注記」

第 102 条の 3 の 2 で「会計上の見積りに関する注記」として規定されている項目は、企業会計基準第 31 号の注記項目と同様と理解するが、計算書類における「会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」の注記については、同基準で容認されているのと同様に、連結計算書類の記載への参照や、個別財務諸表において識別した金額の算出方法の記載で代替可能な旨を明確化されることを提案する。

以上

一般社団法人日本貿易会
〒105-6106
東京都港区浜松町 2-4-1
世界貿易センタービル 6 階
URL <http://www.jftc.or.jp/>

経理委員会委員会社

CBC 株式会社
蝶理株式会社
阪和興業株式会社
株式会社日立ハイテク
株式会社ホンダトレーディング
稲畑産業株式会社
伊藤忠商事株式会社
岩谷産業株式会社
JFE 商事株式会社
兼松株式会社
興和株式会社
丸紅株式会社
三菱商事株式会社
三井物産株式会社
長瀬産業株式会社
日鉄物産株式会社
野村貿易株式会社
神栄株式会社
双日株式会社
住友商事株式会社
豊田通商株式会社
ユアサ商事株式会社